

住居表示について

1. 住居表示制度とは

現在の大字名と土地の地番を使った公称住所（住民票住所）を、現況の町並みに合わせて建物に順序よく番号を付け、分かりやすい住所に変更する制度です。

2. 大分市では

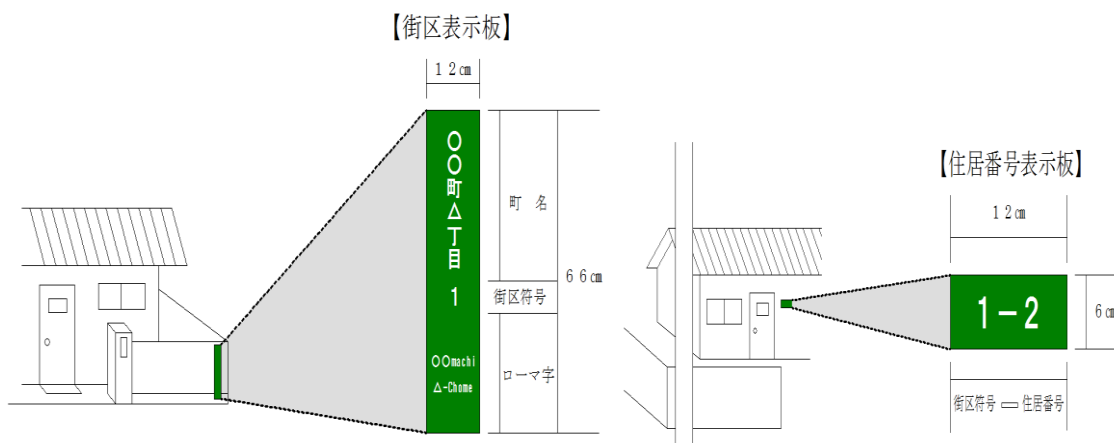
昭和 38 年から市街地を対象に住居表示を実施しています。

特に大分市では、公称住所以外に自治会や団地開発業者がつけた通称住所があり、二つの住所を使い分けている地域が多く存在します。（二重住所）そこで、二重住所を解消し、住所を一本化することで分かりやすい住所にする取り組みも行っています。

3. 住居表示を実施すると

- (1) 新住所は 大分市 〇〇町(△丁目) 〇 番 〇 号 で表示され、
町 名 街区符号 住居番号
町界（丁目ごとの境）が整然となります。

- (2) 街区の角には『街区表示板』（町名、街区符号、ローマ字町名を表示）、各家には『住居番号表示板』（街区符号、住居番号を表示）を取り付けます。



- (4) 公称と通称で表される住所が一本化され、使い分けが解消されます。
- (5) 目的地が探しやすくなり、緊急車両等の到達時間の短縮や、郵便物等の誤配の解消が見込まれます。

《注意》 自治会（町内会）の区域や学校区については、住居表示により変更されることはありません。

4. 町界（丁目ごとの境）について

町界は、主要な道路、河川、水路、鉄道、恒久的な施設（強固なせき・堤など）によって定めます。

5. 町名について

従来の町の名称（大字、字）を基本に、その地域における歴史・伝統・文化の上で、由緒あるもの・親しみ深いもの・語調のよいものを選び、できるだけ常用漢字を用います。

6. 街区符号・住居番号について

道路などによって区切られた黄色いところを『街区』といいます。また、5番街区の中で水色に塗られた建物番号を『住居番号』といいます。街区符号や住居番号は、市内中心部に通じる主要路線に最も近い地点から順序よく番号をつけて、住所を分かりやすくします。

